

事 務 連 絡
平成20年 7 月 22日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

モニタリング検査の実施について
(ニュージーランド産牛肉)

平成20年度輸入食品等モニタリング計画については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号（最終改正：平成20年6月25日付け食安輸発第0625011号）に基づき実施しているところです。

今般、韓国において、ニュージーランド産牛肉からエンドスルファンを検出したとの情報を入手したことから、下記のとおり検査を実施することとしたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

記

1. 対象食品

ニュージーランド産牛肉

2 検査項目及び検査頻度

- (1) GREENLEA PREMIER MEATS LIMITED (Est. 番号：ME124) において処理された1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、エンドスルファンに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、残留農薬（エンドスルファンを含む。）に係るモニタリング検査を実施すること。なお、検査検体数は各処理場毎に1件以上とする。